

MATSUKAZE-TUNE PLUS+ 利用規約

規約の適用

1. 株式会社ラストワンマイル（以下、「当社」といいます。）は、この「MATSUKAZE-TUNEPLUS+利用規約」（以下、「本規約」といいます。）を定め、MATSUKAZE-TUNE PLUS+（以下、「本ソフトウェア」といいます。）をお客様（以下「お客様」といいます。）に提供します。
2. 本ソフトウェアの利用を申し込まれたお客様は、本ソフトウェアの利用に関して株式会社松風（以下、「松風」といいます。）が定める以下の「ソフトウェア使用同意書」及び「ソフトウェア利用開始同意契約書」（以下総称して「対象規約」といいます。）に予め同意いただくものとします。
3. 当社及び松風は、お客様に事前の通知なしに本規約を変更できるものとします。その場合には、料金その他の本ソフトウェア提供条件は変更後の本規約によるものとします。
4. 当社は、本ソフトウェアの使用に関してお客様に生じた損害等について一切の責任を負いません。

ソフトウェア使用同意書

1. この「ソフトウェア使用同意書」は、本ソフトウェアの利用開始に際する同意書です。本ソフトウェアの利用開始（以下アクティベーションといいますが）に際しては、お客様は、松風と下記の「ソフトウェア利用開始同意契約書」（以下「本契約」といいます。）による使用許諾契約を結んで頂くことになります。
2. 本ソフトウェアの利用に際しては、下記のソフトウェア利用開始同意契約書に同意されたものとみなさせていただきます。本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意頂ける場合にのみアクティベーションを行ってください。
3. お客様におかれましては、本契約に記載された導入条件をご承諾頂けない場合には、アクティベーションを行わず、速やかに本製品及びインストーラーとその複製物をコンピュータの一時メモリあるいはハードディスクより消去してください。

ソフトウェア利用開始同意契約書

本契約は、松風が提供する本ソフトウェアのアクティベーションに際し、ご使用頂くお客様に対して、下記条項に基づき、非譲渡性、非独占の使用権の許諾に関する同意条件を定めたものです。

第1条（定義）

1. 松風が本契約と共に提供するソフトウェア製品（以下、本ソフトウェア製品といいます。）とは、本媒体または提供された圧縮ファイルに含まれるコンピュータ・プログラム、ドキュメント及びその他全てのファイル類を指し、松風が指定する特定のサービスを通じて提供される可能性のある本ソフトウェア製品の派生品・改良品を含みます。
2. 「使用」とは本ソフトウェア製品をコンピュータの記憶装置又はメモリに搭載し、またはCPUで実行することを指します。
3. 「インストール」とは、本ソフトウェア製品をハードディスクドライブ又は同類の保管装置に実用可能・不可能な形態を問わずコピーすることを指します。
4. 「アクティベーション」とは、本ソフトウェア製品をハードディスクドライブ又は同類の保管装置に実用可能な形態でコピーすることを指します。

第2条（知的財産権および所有権）

1. 松風は、オリジナル若しくはコピーの形態又は媒体に拘わらず、本ソフトウェア製品を記録する媒体、およびその後で作成された全ての本ソフトウェア製品のコピーについて著作権を含む一切の知的財産権および所有権を保持します。
2. 松風は、お客様に対し本ソフトウェア製品に対するいかなる権利も譲渡しません。

第3条（使用許諾条件）

1. お客様は本ソフトウェア製品をコンピュータにインストールし、アクティベーション後に本ソフトウェア製品を使用することが出来ます。
2. お客様は、本ソフトウェア製品を日本国内においてのみ使用できます。お客様は本ソフトウェア製品を松風が承認した製品に対してのみインストールし、使用することができます。
3. お客様は松風によって定められた期間のみ、本ソフトウェアを利用することができます。

第4条（禁止事項）

1. お客様は第三者に対し、いかなる理由によろうとも松風の文書による事前の承諾なくして、本製品の全部又は一部の譲渡・販売・転貸しあるいはその二次的著作物を創作・譲渡・販売・転貸することはできないものとします。
2. お客様は、自ら又は第三者を使って、本ソフトウェア製品の全部又は一部の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳、翻案などを行うことは出来ません。
3. お客様は本ソフトウェア製品に表示されているか又はその動作時に表示される著作権表示、商標登録等を除去したり、視認困難にすることは出来ません。お客様は、本ソフトウェア製品に含まれるマニュアルを、松風の事前承認なく紙媒体、電子媒体の区別な

くコピーする事はできません。

4. お客様は、万一、本条項のいずれかの規定に違反して松風に損害を生ぜしめた場合には、お客様は賠償の責に任ずるものとします。

第5条（責任）

1. 松風は、本ソフトウェア製品がお客様の保有する動作環境に於いて、全て正常に動作することを保証するものではありません。
2. 松風は、本ソフトウェア製品の仕様を予告なしに変更することがあり、本ソフトウェア製品の機能、性能及び品質がお客様の特定目的に適合することを、明示たると黙示たるとを問わず何らの保証もなさないものとします。
3. 松風は、松風の販売代理店および小売店が行う保証を含めて、本契約に定める以外の全ての保証を認めません。
4. 松風はお客様が本ソフトウェア製品を使用した結果被ったいかなる損害（収入または利益の逸失を含む）に関して、第9条のケースを除いて、一切の責任を負わないものとします。松風または松風の販売代理店若しくは小売店があらかじめ本ソフトウェア製品の使用における損害の可能性を警告されていた場合でも前項は有効とします。
5. お客様は、本プログラムの改良のため、松風が本プログラムを通じて行う、本ソフトウェアをインストールしたパソコン内部のソフトウェア構成に関する情報の収集とサーバからの各種情報のフィードバックに同意するものとします。

第6条（契約期間）

本契約は、お客様が本ソフトウェア製品をインストールした日より発効するものとし、第4条及び第5条については、失効期間のなきものとし、その他の条項については、その有効期間を松風が定めた本ソフトウェアの利用可能期間に準じるものとします。

第7条（一般条項）

1. 本契約は松風とお客様とが同意し署名捺印した覚書によって変更することが出来ます。
2. 本契約の一部が法律に適合しなかった場合にはその部分を本契約から除外します。ただし、残りの条項の効力は何ら影響を受けないものとします。

第8条（ユーザーサポートについて）

1. 松風はお客様に対して、15,000 円／1回1hまで（税別）にて、本ソフトウェアをインストール済のパソコンを対象に、遠隔操作による Windows 調整サービスを有償にて提供するものとします。
2. その他無償のユーザーサポートとして、松風はお客様に対して、電話及びメールによるユーザーサポートを提供します。

第9条 (MATSUKAZE の誤動作に対するユーザーへの保障)

1. 本ソフトウェアのプログラム上の不具合によって、本ソフトウェアをインストールしたお客様のPCに回復不能な障害が発生した事が明らかな場合、松風は不具合が生じているパソコンにインストールされている MA 本ソフトウェアのライセンス更新履歴を確認し、不具合が生じた前日に起算する残り利用期限に相当する金額をお客様に返金するものとします。
2. 復旧不可能な障害の発生が本ソフトウェアのインストールに起因するか否かの判断に際しては、お客様は次の手順に基づき、検証を行う義務を有するものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアに実装された「調整前の設定を復元する機能」を用いてオリジナルの設定を復元し、オリジナルの設定を復元した後、本ソフトウェアをアンインストールし、OSの再起動を経て、障害が回復するか否か検証を行うものとします。障害が回復しない場合、お客様は不具合の原因が本ソフトウェアにないことに同意するものとします。
4. 第9条2項の検証作業を経て、障害が回復した場合、障害の発生が本ソフトウェアに直接起因するか否かの最終的判断に際しては、Windowsを搭載するメーカー製PC/AT互換機の仕様上、障害が発生しているPCに実装されているOS・ハードウェア・ソフトウェア・ドライバ・アドイン・ウイルスなどの故障が顕在化した不具合の遠因でないことを明らかにする必要があることをお客様は同意するものとします。お客様はこの具体的検証方法として、自己の責任で次の方法を用いて障害の再現を試みることに同意するものとします。
5. お客様は、OSの再インストール後、正規のリカバリディスクを用いてすべてのデバイスドライバを適用し、最新の WindowsUpdate を行った後、ソフトウェアの実装状況を可能な限り復旧し、復元ポイントを作成後、レジストリのフルバックアップを行った上で、この時点では Windows の全機能が正常に動作することを確認した後、本ソフトウェアを導入し、本ソフトウェアのインストールを境に障害が発生する現象が再現できるか、自ら確認することに同意するものとします。
6. お客様による同検証作業を経て、お客様のPCに回復不可能な障害が発生した原因が、本ソフトウェアのプログラム上の不具合に起因する可能性が認められる場合、お客様は現象が再現できた実機と検証に際して利用したリカバリディスクやその他機材一式を松風の指定する方法で松風の指定するに住所に発送し、松風側での再検証を要求することができるものとします。松風はこの要請に従い、同手法にて再検証を行い、現象の再現が確認できた場合、第9条1項に従い、速やかにお客様への返金を行うものとします。
7. 第9条3項のお客様側の検証を経て、松風による再検証の結果、現象の再現が確認できなかった場合、お客様は松風に対して、松風が再検証前に、お客様に対して明示した再

検証に要する実費相当分の費用を支払うことに同意するものとします。